

近畿のなかま

今度は2年間の是正勧告

(摂津水都信金の残業不払い)

3年前に総額約1億円(ひとり平均約15万円)の不払い残業のは行つたばかりの摂津水都信金では、6月14日、再び労働基準監督署から労働基準法第37条違反(時間外労働の賃金不払い)として、今度は2年間過つて不払い残業のは行つたと勧告されました。

同信金では従来から実施してきた「8時30分以後の金庫室の閉鎖」「毎月実施している一週間連続定時退社運動」などに加え、新たな再犯防止策として、「管理監督者に指令の有無にかかわらず、終了時刻の現認義務を課し、出勤簿に

終了時刻を記入せたり、午後7時(特定日は午後9時)以降の店舗閉鎖時刻が月3回(3カ月で9回)を超えて発生した場合には、店舗義務の表彰対象から除外し、支店長・次長に対する人事考課も「ランク下げる」など厳正な措置を発表しています。

「特定勤務日の存続」「金融庁検査時等の適用除外」など、

谷川良子さん(みずほ銀行)が銀座労に加入

6月に京都府宮津市で開かれた金融労連第1回全国学習交流集会で、みずほ銀行の谷川良子さんが銀座労(金融労連加盟)に加入を決意され、全国から参加した115人が

まだ課題は残りますが、不払い残業の発生が、企業経営にとっても重大問題であるということを、改めて浮き彫りにしました。

職場の中で「目標も達成できぬのに残業代など付けてはならない」という雰囲気がないかどうか、考えてみると必要です。

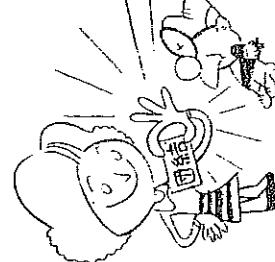
発行人
金融労連近畿地協
事務局長 福井悦雄

No.6
2007.8.10

「パートの雇用確保」明言せず
(湯浅信金が近信労に回答)

近信労(近畿信金労組労組・伊藤宗孝委員長)は、湯浅信金に対して「合併に伴う労働条件に関する要文書」を提出していましたが、6月28日に同信金から文書回答が示されました。

回答では「正職員全員の雇用の引継ぎ」は明言したもの、



大きな歓迎の拍手を受けました。

谷川さんは、みずほ銀行に42年間働き定年退職を迎える。再雇用制度により6月から月13日出勤・時間給の「シニアスタッフ」として勤務。

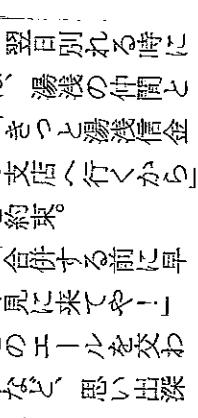
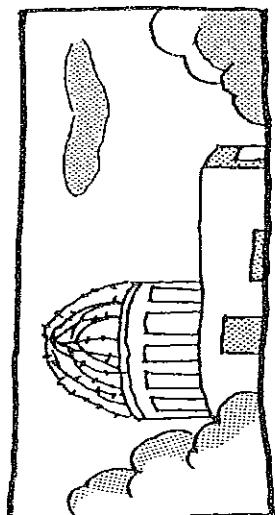
全国学習交流集会での全国の若い仲間との交流は「とても新鮮な経験」であり、「金融労連の5千名の組合に入るのが一番自然な選択」と語っています。

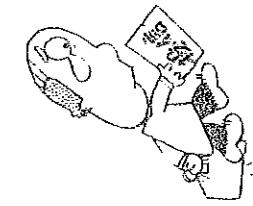
翌日別れる時に、湯浅の仲間と「さつと湯浅信金の支店へ行くから」と約束。合併する前に早く見に来てやー」とのエールを交わすなど、思い出深い組合加入の日となりました」と感想をもらっています。

パート職員については、触れていません。さらに「遠距離配転」「人事異動」「店舗統廃合」などについては、いずれも「今後の検討課題」というだけで、とても組合員の不安に答えるわけにはなっていません。

その一方で、業界紙の「シンキン」には、来年4月には湯浅信金有田支店の統廃合予定が報道されるなど、「今後の検討課題」でないことも明らかになっています。

近信労では「パート労働者の雇用を簡単に取れる」と書いているなら大きな間違いである」として、湯浅信金に団交を申し入れ、進選が見られない場合は、合併相手のまわりに信金も含めた交渉を進めていく方針を固めています。





金商法9月30日施行 「利口開き者のための規制」を強調行



9月30日からの金融商品取引法(金商法)施行を前に、金融庁は7月31日、金商法の政令・内閣府令を公表しました。金融労連も含め309団体・個人から寄せられたペーリングコメントなどをもとに大幅な修正を余儀なくされ、これまでののようなノルマを課した金融リスク商品の推進を続けるべく、法違反に問われる事態に発展することは必ずです。

手数料稼ぎの発想の転換を
「日本の銀行は収益力の強化が課題だが、手数料収入のために顧客が望んでいない投信や変額年金などの商品を勧めれば金商法は厳しく対応する。元本保証の商品を希望する顧客に、元本割れリスクのある商品を勧めることが、適合性原則に合っているのかどうか、自問自答する必要がある。あくまでも利用者のための規制であることを営業店の最前線まで知らしめてほしい」と松尾・法令準備室長は語っています。

迷惑な時間の勧誘を禁止
金商法の対象商品としては、①国債・地方債・社債、②投資信託、③外貨預金・テリバティ預金、④通貨オプション組入型預金、⑤変額年金などがあり、個人顧客への勧誘では「顧客に迷惑になる時間に電話・訪問による勧誘を禁

止」するなど、手数料収入稼ぎの為の勧誘のあり方に警鐘を鳴らすものとなっています。

顧客から見て「おかしい」と指摘されるような違反事例があれば、今後は行政処分の対象となります。

これまでのようないノルマを課した金融リスク商品の推進を続けるべく、法違反に問われる事態に発展することは必ずです。

手数料稼ぎの発想の転換を
「日本の銀行は収益力の強化が課題だが、手数料収入のために顧客が望んでいない投信や変額年金などの商品を勧めれば金商法は厳しく対応する。元本保証の商品を希望する顧客に、元本割れリスクのある商品を勧めることが、適合性原則に合っているのかどうか、自問自答する必要がある。あくまでも利用者のための規制であることを営業店の最前線まで知らしめてほしい」と松尾・法令準備室長は語っています。

迷惑な時間の勧誘を禁止
金商法の対象商品としては、①国債・地方債・社債、②投資信託、③外貨預金・テリバティ預金、④通貨オプション組入型預金、⑤変額年金などがあり、個人顧客への勧誘では「顧客に迷惑になる時間に電話・訪問による勧誘を禁

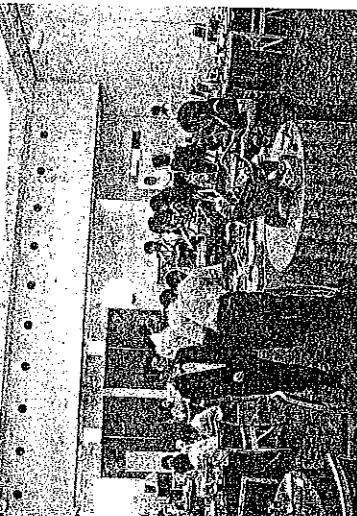
止」するなど、手数料収入稼ぎの為の勧誘のあり方に警鐘を鳴らすものとなっています。

迷惑な時間の勧誘を禁止
金商法の対象商品としては、

①国債・地方債・社債、②投
資信託、③外貨預金・テリバ
ティ預金、④通貨オプション
組入型預金、⑤変額年金など
があり、個人顧客への勧誘
では「顧客に迷惑になる時間
に電話・訪問による勧誘を禁

「仲間がたくさん集まれば元気になる」 京都北部信金従組舞鶴フロシクリアパーティ

8月3日(金)、京都府舞鶴市のホテルマリで京都北部信金従組舞鶴フロシクリアパーティ」が開催され、新入職員の女性4人を含む38人が参加しま



【県内金行程を平和行進】

滋賀銀行従組とさなみネットでは原水爆禁止平和行進の滋賀県内の金行程(6月16日～21日の6日間)に組合員が分担して参加し、京都府にバトンを渡すまで行進しました。

【この夏綱々と公開】

また、7月7日には近畿労・銀連の5人が、豊田市役所から兵庫県の川西市役所までの平和行進に金融労連の「のぼり」を掲げて行進しました。

【各地で平和を祈る取組】

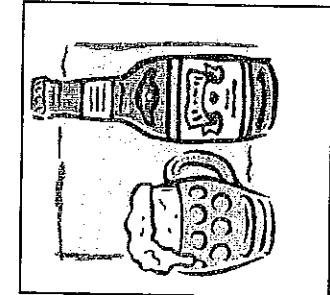
【大阪でも3組合が参加】

大阪府でも泉州銀行従組が7月2日、岸和田市役所から和泉市役所への平和行進にOBA含め3人が参加し、8月1日～5日岸和田市で開催された非核平和資料展に参加しています。

パーティは阿部副委員長(金融労連中執)のあいさつ、福井副委員長(近畿世銀事務局長)の乾杯で始まりました。

当口は、金融労連本部の田畠書記長も、午後からの舞鶴地域の職場訪問を終えて参 加し、「労働組合は多くの仲間が集まれば元気になる。これからも組合行事にぜひ参加していただき」と歓迎のあいさつを行いました。

交流会では、福井副委員長や金融労連田畠書記長らが「人生は失敗を体験して成長するもの。失恋を恐れず勇敢にアタックしていきましょう」となどと新入職員の人たち



と「懇親会」に力を映させ

て一時比べて、残業も少なくなり、久しぶりに舞鶴一口ラックの仲間が一同に会し、週末の樂しいひと時を過ごしました。

最後に杉部副委員長が閉会の挨拶を行い、パーティは終了しました。



◆「ヒロシマナガサキ」

原爆の被害に対する認識と関心を世界に呼び起すために、日系米国人のスティーブン・オカサキ監督が500人以上の被爆者に会い取材を重ね、25年の歳月をかけて完成したドキュメンタリー映画。ヒロシマ・ナガサキの真実を包括的に描いています。

◆「陸に上がった艦船」

95歳の現役映画監督、新藤兼人氏の戦争体験を語ったドキュメンタリードラマ。山本保蔵監督が弱兵日線から戦争の不条理さを辛辣かつ滑稽に描いています。主演は郷ひびき・大竹しのぶ。